

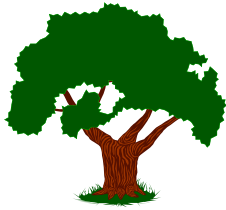
# 化学物質の自主管理基準

(初版)

初版制定                    2015年      12月    24日

適用実施                    2016年      1月      6日

並木精密宝石株式会社  
アダマンド株式会社  
株式会社アキタ・アダマンド



GT-21



## 目 次

はじめに

1. 適用範囲	3
2. 運用と適用除外	3
3. 用語の定義	4
4. 環境負荷物質の管理	6
5. 環境負荷物質	10
(1) 使用禁止物質リスト	10
(2) 管理物質リスト	21
(3) RoHS指令における重金属項目の適用除外品	24
(4) RoHS指令における医療機器及び監視及び産業機器 の適用除外項目	28
6. お取引先様へのお願い事項	34
7. 制定及び改定	36

はじめに

「化学物質の自主管理基準」(以下本基準書とする)は、NAMIKIグループ(以下、NAMIKIとする)の製品を構成する材料・部品などに含まれる化学物質及びその製造工程において、使用される化学物質について、許容閾値、猶予期限などの扱いについて定め、NAMIKIの自主管理基準を明確にし、材料・部品などの調達に際して化学物質の管理を徹底することを目的とする。

NAMIKIでは、本基準書に定める使用禁止物質を含有している材料・部品などについて原則として購入しない方針です。

お取引先様におかれましては、既にホームページ上に公開しておりますグリーン調達ガイドライン及び本基準書の趣旨をご理解頂き、今後ともNAMIKIの環境保全活動にご協力頂きますよう、お願いいたします。

## 1. 適用範囲

本基準書は、NAMIKIが購入する製品および副資材・梱包材について適用する。

(材料・部品等で設計・製造委託を含む)

対象部品・材料など

- ・ 部品 (電気部品、機構部品、プリント配線板、梱包部品、材料など)
- ・ 半製品 (モジュール、Assy等の組立部品など)
- ・ ねじ
- ・ 製品に使用される副資材 (粘着テープ、ハンダ材、接着剤など) の構成材料

## 2. 運用と適用除外

(1) 主要な法規制に基づき制定しているが、全てを網羅しているわけではない。部材・材料等購入時点での国内外規制・業界指針その他の必要要件を順守する。

(2) 基本的に本基準書の順守を原則としますが、納入先での要望によって本基準書の内

容について了解が得られない場合、NAMIKIの事業所毎で判断し納入先での基準で運用することを認める。

(3) 以下の場合において、本基準書の適用は受けない。

- ・ 研究及び開発で使用する環境負荷物質（製品化された場合は適用する）

### 3. 用語の定義

本基準書では以下のように用語を定義する。

(1) 製品を構成する材料・部品など

NAMIKIが生産する製品を構成する材料・部品・副資材・電子部品、切削加工部品、樹脂部品、プレス部品、接合材料、はんだ、ガラス、ファイバ芯線、線材、その他の部品・材料・副資材・サービス部品・梱包材などをいう。

(2) 含有

物質が意図的もしくは意図的でないかを問わず、製品を構成する材料・部品などに添加、混入、又は付着することをいう。また、不純物もこの中に含まれる。

(3) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精錬過程で技術的に除去しきれない物質、又は合成反応の過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

(4) 意図的添加（使用）

特定の特性・外観・品質をもたらす為に継続的な含有が望ましい場合に、製品又は部品の製造時に意図して添加（使用）すること。

「許容閾値」に値が指定されており、機能／外観・品質上の維持／向上などの目的で含有する場合は、その濃度はその値を超えてはならない。

「管理物質」における意図的添加（使用）は含有量の開示をお願いします。

(5) R o H S 指令

EUにおける化学物質管理規制（2003年 1月27日）。

環境負荷物質の製品への含有及び使用禁止を定めた規制。6物質群が指定されている。

(6) REACH規制

化学物質の登録、評価、認可及び制限

EUにおける化学物質管理規制（2006年12月18日施行）。

化学物質の総合的な管理制度で、成形品、混合物、物質について使用される化学物質の登録・評価・許可・制限し適切に管理する。

環境負荷物質の情報を公開し、サプライヤーチェーンで情報を伝達・共有化する。

(7) SVHC（高懸念物質）

発ガン性、毒性物質、難分解性等といった人の健康及び環境に対して非常に高い懸念を抱かせる物質

(8) 化学物質

元素単体及び化合物であって、天然に存在し、又は生産工程から得られるもの。

例：CAS番号又はEC番号で管理されている物質。

(9) 調剤

2つ以上の化学物質が意図的に混合されたもの。

(10) 成形品

化学組成よりも機能を指向するように、特定の形状、外面、又はデザインが与えられたもの。

(11) 適用除外

法規制で、除外されている、あるいは現時点で代替（物質・材料・技術的）するものがない物質・用途部位。

#### 4. 環境負荷物質の管理

NAMIKIが生産する製品を構成する材料・部品などへの使用する物質を「使用禁止物質」、「管理物質」に区分して管理していきます。

尚、今後の法規制及び社会情勢により使用禁止物質・管理物質の対象が変更する可能性があります。

また、各物質名は総てを網羅しておりませんので下記注意事項を参照ください。

(注意)

NAMIKIで定めた「使用禁止物質」、「管理物質」はEIA・EICTAの共同作成された「電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示 ジョイント・インダストリー・ガイドライン (JIG)」中の別表A及び別表B並びにアーティクルマネジメント推進協議会から発行されている「JAMP 管理対象物質リスト」に準じています。

また、REACH 規制については高懸念物質が含まれています。高懸念物質については順次改定される為、以下の機関の情報を参考にして下さい。

- ・「環境省」ホームページアドレス  
[http://www.chemical-net.info/regu\\_eu.html#A8](http://www.chemical-net.info/regu_eu.html#A8)
- ・「中小企業ビジネス支援サイト J-Net21」ホームページアドレス  
<http://j-net21.smrj.go.jp/index.html>
- ・アーティクルマネジメント推進協議会 ホームページアドレス  
<http://www.jamp-info.com/>

##### (1) 「使用禁止物質」

海外および国内における代表的な法律をもとに規制される化学物質で、NAMIKIが使用を禁止する物質とした。

これらの化学物質についてNAMIKIが購入する製品および副資材・梱包材等に意図的な使用はなく、不純物として含有量が次項以降に示す規制値未満である

ことが必要となります。(化学分析、SDSなどの含有情報、安全情報を提出していただきます。)

また、規制値を超える又は意図的使用の可能性が考えられる場合は、意図的使用の明確化、含有濃度の調査・公表をお願いいたします。

材料中に含まれる含有許容閾値は物質毎のとおりとします。

## (2) 「管理物質」

NAMIKIの製品を構成する材料・部品などから可能な限り、削減すべき物質及び意図的（特性維持に必要な場合、現時点で技術的に代替ができないもの等）に使用している物質で、その含有量、部位、用途を把握し、適正に管理すべき物質をいう。

## (3) 成形樹脂材のリサイクル使用の禁止

成形樹脂材のリサイクル使用は禁止します。

但し、本基準書に定める管理対象物質の含有許容閾値以下の場合はこの限りではない。この場合にはNAMIKIが要求する資料を提出していただきます。（化学分析結果、製品特性評価結果など）

詳細に関しては各担当購買部門まで問い合わせください。

## (4) 特例措置

禁止物質を技術的に代替が困難であるなどの理由により使用することを希望される場合は、担当の各担当購買部門までお申し出ください。

但し、使用許可の判定は対象物が明らかに法令による規制において対象外であることを前提といたします。

## (5) 環境負荷物質法規制（主な参照法規制）一覧表

物質名	主な法規制
カドミウム及びカドミウム化合物	EU RoHS 指令
	EU REACH 規則 Annex XVII
	資源有効利用促進法
鉛及び鉛化合物	EU RoHS 指令
	EU REACH 規則 Annex XVII
	資源有効利用促進法
	カリフォルニア州法「プロポジション65」
水銀及び水銀化合物	EU RoHS 指令

	EU REACH 規則 Annex XVII
	資源有効利用促進法
六価クロム化合物	EU RoHS 指令
	EU REACH 規則 Annex XVII
	資源有効利用促進法
PBB類	化審法
	EU RoHS 指令
	EU REACH 規則 Annex XVII
	EU POPs 規則 Annex I
PEDE類 (Deca BDEを含む)	化審法
	EU RoHS 指令
	EU REACH 規則 Annex XVII
	EU POPs 規則 Annex I
アスベスト類	安衛法
	EU REACH 規則 Annex XVII
オゾン層破壊物質 (フッ素系温室効果ガスを含む)	オゾン層保護法
	モントリオール議定書
	米国フロン税
スズ化合物 (TBT、TPT、TBTO、DBT類、DOT類)	化審法
	EU REACH 規則 Annex XVII
特定アゾ化合物	EU REACH 規則 Annex XVII
マイレックス	化審法
短鎖型塩化パラフィン	EU POPs 規則 Annex I
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	化審法
	EU POPs 規則 Annex I
ポリ塩化ナフタレン (PCN)	化審法
	EU POPs 規則 Annex I
ポリ塩化ターフェニル (PCT)	EU REACH 規則 Annex XVII
ホルムアルデヒド	ドイツ化学品禁止規則
	デンマークホルムアルデヒド規制



塩化コバルト	EU REACH 規則 Annex XVII
砒素及び砒素化合物	EU REACH 規則 Annex XVII
特定ベンゾトリアゾール	化審法
パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) トその塩及びパーフルオロオクタンスルホン 酸類(PFOSF)	化審法
	EU POPs 規則 Annex I
フタル酸エステル類	EU REACH 規則 Annex XVII
フマル酸ジメチル(DMF)	EU REACH 規則 Annex XVII
多環芳香族炭化水素(PAH)	EU REACH 規則 Annex XVII
ヘキサブロモシクロデカン(HBCD) 及 びすべての主要ジアステレオ異性体	EU REACH 規則 Annex XVII
	化審法
過塩素酸類	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法 2003
放射性物質	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
酸化ベリリウム	EU WEEE 指令 2002/96/EC
ニッケル	EU REACH 規則 Annex XVII
ポリ塩化(PVC) ビニル及び混合物	米国業界標準 JS709
リン酸トリス(2-クロロエチル)	EU REACH 規則 Annex XVII
臭素系難燃剤(PBB、PBDEは除く)	EU REACH 規則 Annex XVII

注) 2015年1月現在の内容で、法規制の内容は変更される場合があるため、詳細の確認はそれぞれの法規制の最新情報をご参照ください。

## 5. 環境負荷物質

### (1) 使用禁止物質リスト

#### ・カドミウム及びカドミウム化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
カドミウム	7440-43-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接点材料</li> <li>・ 表面処理、めっき浴(液)</li> <li>・ 顔料、ペイント、インキ、着色剤</li> <li>・ 電池(Ni-cd、アルカリ)</li> <li>・ 低融点はんだ</li> <li>・ ヒューズ等</li> <li>・ プラスチックの安定剤(ゴム、フィルム)</li> </ul>
酸化カドミウム	1306-19-0	
硫化カドミウム	1306-23-6	
塩化カドミウム	10108-64-2	
硫酸カドミウム	101234-36-4	
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 均質材料中に 75ppm 以下/100ppm 以下※</li> <li>・ プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ 5ppm</li> <li>・ 包装の均質材料中で、カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度 100ppm 以下</li> <li>・ 半田成分として 20ppm 以下</li> <li>・ 意図的使用禁止</li> </ul> <p><b>【適用除外】</b> RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目参照 ※ RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質</p>		

#### ・鉛及び鉛化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
鉛	7439-92-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はんだ、ろう付け材、</li> <li>・ 電気接点、耐蝕表面処理、めっき浴</li> <li>・ 顔料、塗料、インキ、染色</li> <li>・ プラスチック(ゴムを含)中の加硫促進、潤滑剤、硬化剤、安定剤</li> </ul>
四酸化三鉛	1314-41-6	
酢酸鉛(Ⅱ)三水和物	6080-56-4	
硫酸鉛(Ⅱ)	7446-14-2	

	15739-80-7	・ ガラス、特殊光学ガラス、光学ガラス
炭酸鉛	598-63-0	
酢酸鉛（Ⅱ）	12060-00-3	
ステアリン酸鉛	1072-35-1 7428-48-0	
その他鉛化合物		
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 均質材料中に 1,000ppm (0.1%) を超える含有がある場合</li> <li>・ ポリ塩化ビニル (PVC) 電線の被覆中の含有 100ppm 以下とする</li> <li>・ プラスチック (ゴムを含む)、インキ、塗料など 100ppm 未満</li> <li>・ 包装の均質材料中で、カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度 100ppm 以下を超える状態で、鉛の含有がある場合</li> <li>・ 意図的使用禁止：</li> </ul> <p><b>【適用除外】</b></p> <p>RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目参照</p> <p>※ 購買窓口からの連絡書に準拠するようお願いいたします。</p> <p>※ RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質</p>		

・水銀及び水銀化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
水銀	7439-97-6	・ 電池 ・ 顔料
塩化第二水銀	7487-94-7	
酸化水銀（Ⅱ）	21908-53-2	
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不純物で均質材料中 100ppm 以下</li> <li>・ 包装の均質材料中で、カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度 100ppm 以下</li> <li>・ 意図的使用禁止</li> </ul> <p><b>【適用除外】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「RoHS 指令における重金属項目の適用除外品」の項参照</li> </ul> <p>※：RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質</p>		

・六価クロム化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顔料</li> <li>・ インキ</li> <li>・ 塗料</li> <li>・ 防錆用表面処理</li> <li>・ 触媒</li> </ul>
三酸化クロム	1333-82-0	
重クロム酸カリウム	7778-50-9	
クロム酸カリウム	7789-00-6	
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不純物で均質材料中 1000ppm 以下</li> <li>・ 表面処理、着色剤、プラスチック安定剤は不純物として 75ppm 以下 (※1)</li> <li>・ 包装の均質材料中で、カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度 100ppm 以下</li> <li>・ 意図的使用禁止</li> </ul> <p><b>【適用除外】</b>            吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての 0.75%重量までの六価クロム</p> <p>※1：製品により残留不可物質として設定している場合もあります。            購買窓口からの連絡書に準拠するようお願いいたします。</p> <p>※RoHS 指令対象物質</p>		

・PBB類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
テカブロモビフェニル	13654-09-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難燃剤</li> </ul>
3,3,4,4-テカブロモビフェニル	77102-82-0	
2,2,4,5,5-テカブロモビフェニル	67888-96-4	
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意図的使用禁止</li> <li>・ 均質材料中で 1,000ppm 以下</li> </ul> <p>※：RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質</p>		

・PBDE類（Deca BDE を含む）

（ポリ臭化ビフェニル類及びデカ-BED）

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	難燃剤
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的使用禁止</li> <li>・不純物で均質材料中 1000ppm 以下</li> </ul> <p>注：JIG リストで Deca BDE は別項目となっています。</p> <p>※：RoHS 指令対象物質、REACH 規制対象物質</p>		

・アスベスト類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
アスベスト	1332-21-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁体</li> <li>・充填剤</li> <li>・断熱材</li> </ul>
アクチノライト	77536-66-4	
アモサイト	12172-73-5	
クリソタイル	12001-29-5	
トレモライト	77536-68-6	
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的使用禁止</li> </ul> <p>※：REACH 規制対象物質</p>		

・オゾン層破壊物質(フッ素系温室効果ガスを含む)

CFC類、HCFC類、HFC類、SF6類、PFC類

該当する化学物質の代表例	主な用途
対象物質はモントリオール議定書で定めた物質  付属書A (G I、G II) 付属書B (G I、G II、G III) 付属書C (G I、G II) 付属書E (G I)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷媒</li> <li>・消化剤</li> <li>・洗浄剤</li> </ul>
<b>【許容閾値】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的使用禁止</li> </ul>	

・スズ化合物(TBT、TPT、TBTO、DBT類、DOT類)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
トリブチルスズ <sup>*</sup> =メタクリレート	2155-70-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗料、顔料</li> <li>・安定剤</li> <li>・防腐剤</li> <li>・消火剤</li> </ul>
トリフェニルスズ <sup>*</sup> =アセテート	900-95-8	
トリフェニルスズ <sup>*</sup> 脂肪酸塩 (C=9-11)	18380-71-7 47672-31-1 94850-90-5	
ビス(トリブチルスズ <sup>*</sup> )=フタレート	4782-29-0	
トリブチルスズ <sup>*</sup> =オキソ <sup>*</sup>	56-35-9	
ジブチルスズ <sup>*</sup> (DBT)化合物類		
ジオクチルスズ <sup>*</sup> (DOT)化合物類		
<b>【許容閾値】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的使用禁止</li> </ul> 注：有機、無機含む  ※REACH 規制対象物質		

・特定アゾ化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ベンジジン	92-87-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔料</li> <li>・染料</li> <li>・着色料</li> </ul>
3,3-ジクロロベンジジン	91-94-1	
o-アミノアゾトルエン	97-56-3	

o-アンシジン	90-04-0	
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	
<p>【許容閾値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的使用禁止</li> <li>・織物と皮革に使用の場合 仕上り製品重量 30ppm 以下</li> </ul> <p>注：特定アミンを形成するアゾ染料・顔料とは、1つ以上のアゾ基の還元分解により特定アミンを形成する化合物</p> <p>※：REACH 規制対象物質</p>		

・マイレックス

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
マイレックス	2385-85-5	・ 殺虫剤
ペンタクロロベンゼン	608-93-5	
<p>【許容閾値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的使用禁止</li> </ul> <p>別名：ペルクロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカ</p>		

・短鎖型塩化パラフィン(CP)類 (C10-13)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
短鎖塩化パラフィン (C10-13)	85535-84-8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PVC可塑剤</li> <li>・ 難燃剤</li> <li>・ グリス</li> </ul>
<p>【許容閾値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的使用禁止</li> <li>・均質材料中 1000ppm 以下：</li> </ul> <p>※REACH 規制対象物質</p>		

・ポリ塩化ビフェニル（PCB）類及び特定代替品

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ポリ塩化ビフェニル類 （全ての異性体・同族体）	1336-36-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱媒体</li> <li>・ 潤滑油</li> <li>・ コンデンサ用油</li> </ul>
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン （Ugilec 141）※	76253-60-6	
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン （Ugilec 121、21）※	81161-70-8	
モノメチル-ジプロモ-ジフェニルメタン （DBBT）※	99688-47-8	
<b>【許容閾値】</b> ・ 意図的使用禁止  ※REACH 規制対象物質		

・ポリ塩化ナフタレン（PCN）（塩素原子数が3以上）

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潤滑油</li> <li>・ 防腐剤</li> <li>・ 塗料</li> </ul>
ペンタクロロナフタレン	1321-46-8	
<b>【許容閾値】</b> ・ 意図的使用禁止		

・ポリ塩化ターフェニル（PCT）類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ポリ塩化ターフェニル類 （全ての異性体・同族体）	61788-33-8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潤滑油</li> <li>・ 電解液</li> <li>・ 防腐剤</li> <li>・ 塗料</li> <li>・ 可塑剤</li> </ul>
<b>【許容閾値】</b> ・ 意図的使用禁止  ※REACH 規制対象物質		



・ホルムアルデヒド

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ホルムアルデヒド	50-00-0	・ 木材等の防虫・腐食防止、接着剤
<b>【許容閾値】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材製品（合板、パーティクルボード、MDF）または木材部品中への意図的添加</li> <li>・ 織物製品重量の 75ppm 以下</li> </ul>		

・ 塩化コバルト

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
塩化コバルト	34240-80-7 7646-79-9	・ 乾燥剤などにおける湿度指示薬
塩化コバルト(Ⅱ)・6水和物	7791-13-1	
塩化コバルト(Ⅲ)	10241-04-0	
<b>【許容閾値】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意図的使用禁止</li> </ul> <p>※REACH 規制対象物質</p>		

・ 砒素及び砒素化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
三酸化二砒素	1327-53-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半導体基板</li> <li>・ ガラス消泡剤</li> <li>・ 顔料</li> <li>・ 塗料</li> <li>・ 難燃剤</li> </ul>
五酸化二砒素	1303-28-2	
<b>【許容閾値】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 含有量 1000ppm を超えるもの</li> <li>・ 意図的使用禁止</li> </ul> <p>※製品により禁止物質として設定している場合もあります。          購買窓口からの連絡書に準拠するようお願いいたします。</p> <p>※REACH 規制対象物質</p>		

・特定ベンゾトリアゾール

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紫外線防止剤</li> <li>・接着剤</li> <li>・塗料:</li> <li>・シール用充填材 (紫外線吸収剤)</li> </ul>
<b>【許容閾値】</b> ・意図的使用禁止		

・パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) とその塩類、及び パーフルオロオクタン酸類 (PFOA)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
パーフルオロオクタンスルホン酸	1763-23-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油圧油</li> <li>・金属メッキ</li> <li>・洗浄剤</li> <li>・紙及び包装のコーティング材</li> </ul>
パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド	307-35-7	
ペプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸リチウム	29457-72-5	
ナタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸アンモニウム	17202-41-4	
<b>【許容閾値】</b> ・意図的使用禁止  <b>【適用除外】</b> 1. フィルム、紙、刷版に使用される写真用コーティング剤 2. フトリソグラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止用コーティング剤 3. 特定金属メッキ中における 0.1%未満の含有 ① クロム電気メッキ ② 非電着性金属析出ニッケル ③ 硬化前のプラスチック基板エッチング  ※REACH 規制対象物質、POPs 条約		

\*:パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS\*) 及びその類縁化合物については経済産業省のホームページをご確認ください。

POPs 条約 (残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/pops.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html)

PFOS 類縁化合物の例示 (96 物質リスト)  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/03kanri/96list.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/03kanri/96list.pdf)

・フタル酸エステル類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可塑剤</li> <li>・ 染料</li> <li>・ 塗料</li> <li>・ 顔料</li> <li>・ インキ</li> <li>・ 接着剤</li> </ul>
フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	
<p>【許容閾値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 含有量 1000ppm を超えるもの</li> <li>・ 意図的使用禁止</li> </ul> <p>※REACH 規制対象物質</p>		

・フマル酸ジメチル(DMF)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
フマル酸ジメチル	624-49-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防湿剤</li> <li>・ 防かび剤</li> </ul>
<p>【許容閾値】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 均質材料中に 0.1ppm を超える含有がある場合</li> <li>・ 意図的使用禁止</li> </ul>		

・多環芳香族炭化水素(PAH)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ベンゾ(a)ピレン(BaP)	50-32-8	・ゴムまたはプラスチック中の顔料(不純物)
ベンゾ(e)ピレン(BeP)	192-97-2	
ベンゾ(a)アントラセン(BaA)	56-55-3	
クリセン(CHR)	218-01-9	
ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA)	205-99-2	
ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA)	205-82-3	
ベンゾ(k)フルオランテン(BkFA)	207-08-9	
ベンゾ(a,h)アントラセン(DBAhA)	53-70-3	
【許容閾値】 ・構成部品中に 1ppm を超える含有がある場合		

・ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)および全ての主要ジアステレオ異性体

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)	25637-99-4	・難燃剤
	4736-49-6	
	65701-47-5	
	138257-17-7	
	138257-18-8	
	138257-19-9	
	169102-57-2	
	678970-15-5	
	678970-16-6	
1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカン	3194-55-6	
$\alpha$ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6	
$\beta$ -ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7	

γ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8	
【許容閾値】 ・意図的使用禁止		

## (2) 管理物質リスト

### ・過塩素酸類

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
過塩素酸リチウム	7791-03-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難燃剤</li> <li>・ 可塑剤</li> </ul>
【許容閾値】 ・ 含有量の開示 ・ 製品中に 0.006ppm を超えるもの		

### ・放射性物質

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ウラン-238	7440-61-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光学特性(トリウム)</li> <li>・ 測定装置</li> <li>・ 検出器</li> <li>・ ゲージ類</li> <li>・ 煙探知機</li> </ul>
ラドン	10043-92-2	
セシウム (Cs-137)	7440-46-2	
ストロンチウム (Sr-90)	7440-24-6	
トリウム (Th-232)	7440-29-1	
【許容閾値】 ・ 含有量の開示		

・酸化ベリリウム

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
酸化ベリリウム	1304-56-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒートシンク</li> <li>・ セラミックス</li> <li>・ 合金（例 ベリリウム銅）</li> </ul>
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 含有量の開示</li> <li>・ 部品中で 1000ppm を超える含有がある場合</li> <li>・ 意図的使用禁止（※）</li> </ul> <p>※ 製品により禁止物質として設定している場合もあります。</p> <p>購買窓口からの連絡書に準拠するようお願いいたします。</p>		

・ニッケル

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ニッケル	7440-02-0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステンレス合金</li> <li>・ 電池</li> <li>・ めっき</li> </ul>
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間皮膚に接する部品について意図的使用禁止</li> <li>・ 含有量 1000ppm 以下</li> </ul> <p><b>【適用除外】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合金（ステンレス鋼）</li> <li>2. メッキ</li> </ol> <p>※REACH 規制対象物質</p>		

・ポリ塩化（PVC）ビニル及び混合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
ポリ塩化ビニル及びポリ塩化ビニル混合物	9002-86-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹脂材料</li> <li>・ 絶縁板</li> <li>・ 熱収縮チューブ</li> <li>・ 梱包部材 （粘着テープ・カートン等）</li> </ul>
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 含有量の開示（閾値 1000ppm 以上）</li> <li>・ 意図的使用禁止（※）</li> </ul>		

※製品により禁止物質として設定している場合もあります。  
 購買窓口からの連絡書に準拠するようお願いいたします。

**【適用除外】**

1. 樹脂用バインダ
2. スピーカーグリル
3. 電源コード
4. 塩化ビニル共重合及びポリ塩化ビニルと他のポリマーのブレンド品を使用した部品
5. 業務用機器で汎用品が使用できないケーブル(放送局用カメラケーブル、マイクケーブルなど)

・リン酸トリス(2-クロロethyl)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
リン酸トリス(2-クロロethyl) (TCEP)	115-96-8	・ 難燃剤
<p><b>【許容閾値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 含有量 1000ppm を超えるもの</li> <li>・ 禁止物質候補</li> </ul> <p>※ 購買窓口からの連絡書に準拠又は確認をお願いいたします。</p> <p>※REACH 規制対象物質</p>		

・臭素系難燃剤(PBB、PBDEは除く)

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
3, 5, 3, 5-テトラブromフェノール A (TBBA)	79-94-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難燃剤</li> <li>・ 積層プリント基板</li> </ul>
テトラブromフェノール S	39635-79-5	
ブrom/クロロパラフィン類	68955-41-9	
ポリブromスチレン	31780-26-4	
塩素化、臭素化リン酸エステル	125997-20-8	

・その他有機塩素系化合物

該当する化学物質の代表例	CAS 番号	主な用途
cis-1, 2-ジクロロエチレン	156-59-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積層プリント基板に用いられる難燃剤</li> <li>・プラスチック製品の可塑剤・難燃剤</li> </ul>
<b>【許容閾値】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積層プリント基板 900ppm 以下</li> <li>・意図的使用禁止</li> </ul>		

(3) RoHS 指令における重金属項目の適用除外品

No.	除外内容	範囲	法規制適用除外期限
水銀及びその化合物			
1	1 口金(シングルキャップ) 蛍光灯中の以下に含まれる水銀		
1(a)	30W 未満の一般的照明用途	2. 5mg	2016/7/20*
1(b)	30W 以上 50W 未満の一般的照明用途	3. 5mg	2016/7/20*
1(c)	50W 以上 150W 未満の一般的照明用途	5mg	2016/7/20*
1(d)	150W 以上の一般的照明用途	15mg	2016/7/20*
1(e)	円形若しくは四角形で直径 17mm 以下の一般的照明用途	7mg 以下	2016/7/20*
1(f)	特殊用途	5mg	2016/7/20*
2(a)	2 口金(ダブルキャップ) 直管蛍光灯中の以下に含まれる水銀		
2(a)(1)	通常寿命の 3 波長形で管径 9mm 未満(T2 サイズ等)	4mg	2016/7/20*
2(a)(2)	通常寿命の 3 波長形で管径 9mm を超えて 17mm 未満(T5 サイズ等)	3mg	2016/7/20*
2(a)(3)	通常寿命の 3 波長形で管径 17mm を超えて 28mm 未満(T8 サイズ等)	3. 5mg	2016/7/20*
2(a)(4)	通常寿命の 3 波長形で管径 28mm を超えるもの(T12 サイズ等)	3. 5mg	2016/7/20*
2(a)(5)	長寿命(25000 時間以上) 3 波長形	5mg	2016/7/20
2(b)	その他の蛍光灯中の以下に含まれる水銀		
2(b)(2)	直管形でないハロゲン蛍光体蛍光灯(全ての管径サイズ)		~2016/4/13 まで 15mg 以降廃止
2(b)(4)	他の一般照明用途及び特殊用途のランプ(誘導ランプ等)	15mg 以下	2016/7/20*



3	冷陰極蛍光灯（CCFL）と外部電極蛍光灯（EEFL）中の下記に含まれる水銀		
3(a)	短長管（500mm以下）	3.5mg以下	2016/7/20*
3(b)	中管長（500mm以上1500mm以下）	5mg以下	2016/7/20*
3(c)	長管長（1500mmを超えるもの）	13mg以下	2016/7/20*
4(a)	その他の低圧放電ランプ	15mg以下	2016/7/20*
4(b)	改善された演色評価数 Ra60 以上の一般照明用高圧ナトリウム（蒸気）ランプ中の下記に含まれる水銀（一灯あたり）		
4(b)-I	$P \leq 155W$	30mg以下	2016/7/20*
4(b)-II	$155W < P \leq 405W$	40mg以下	2016/7/20*
4(b)-III	$P > 405W$	40mg以下	2016/7/20*
4(c)	演色評価数 Ra60 以上の一般照明用高圧ナトリウム（蒸気）ランプ中の下記に含まれる水銀（一灯あたり）		
4(c)-I	$P \leq 155W$	25mg以下	2016/7/20*
4(c)-II	$155W < P \leq 405W$	30mg以下	2016/7/20*
4(c)-III	$P > 405W$	40mg以下	2016/7/20*
4(e)	金属ハロゲンランプ（MH）		2016/7/20*
4(f)	本附属書で言及しないその他の特殊用放電ランプに含まれる水銀		2016/7/20*
六価クロム化合物			
9	吸収型冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの防食剤として、冷却材に含まれる 0.75Wt%以下の六価クロム		2016/7/20*
鉛及びその化合物			
5(a)	陰極線管（ブラウン管）のガラスに含まれる鉛		2016/7/20*
5(b)	蛍光管のガラスに含まれる 0.2Wt%を超えない鉛		2016/7/20*
6(a)	機械加工用の鉄合金、亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.35Wt%以下の鉛		2016/7/20*
6(b)	アルミニウム合金に含まれる 0.4Wt%以下の鉛		2016/7/20*
6(c)	4W%以下の鉛を含む銅合金		2016/7/20*
7(a)	高融点はんだ中の鉛（85Wt%以上の鉛ベースの合金）		2016/7/20
7(b)	サーバ、ストレージ、ストレージアレイ、スイッチ、信号・伝送・管理ネットワークのインフラ機器の半田に使用する鉛		2016/7/20
7(c)-I	ガラス・セラミック（コンデンサの誘電セラミックを除く）中の電気・電子部品に含まれ		2016/7/20*

	る鉛（圧電デバイス、ガラス・セラミック母材化合物）		
7(c)-II	AC125V, DC250V 以上のコンデンサの誘電セラミックスに含まれる鉛		2016/7/20*
7(c)-III	AC125V, DC250V 未満のコンデンサの誘電セラミックスに含まれる鉛		2016/7/20 * 2013/1/1 までに上市された製品の補修部品に限定
9(b)	冷暖房・空調・冷蔵庫 (HVACR) のコンプレッサーに含まれる冷媒用ベアリングシェルに含まれる鉛		2016/7/20*
11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピンコネクタシステムに使用される鉛		2016/7/20 * 2010/9/24 までに上市された製品の補修に限定
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピンコネクタシステム以外に使用される鉛		2016/7/20 * 2013/1/1 までに上市された製品の補修に限定
12	熱電モジュールのC-リングのコーティング剤として使用される鉛		2016/7/20 * 2010/9/24 までに上市された製品の補修に限定
13(a)	光学用途の白色ガラスに含まれる鉛		2016/7/20*
13(b)	フィルタガラス、反射率標準のガラスに含まれる鉛		2016/7/20*
14	マイクロコンピュータのピンとパッケージの接合用で、2種類以上の成分からなり、2種を超える成分から構成され、鉛含有が80%以上 85%未満の半田中の鉛		2016/7/20 2011/1/1 までに上市された製品の補修に限定
15	IC フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気接続用半田に含まれる鉛		2016/7/20*
16	珪酸塩でコーティングしている直管白熱灯に含まれる鉛		
17	業務用電子複写機器に使用される高輝度放電 (HID) ランプに発光物質と使用されるハロゲン化鉛		2016/7/20
18(b)	BSP (Ba2SiO5:Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉 (1重量%以下の鉛を含む) の活性剤としての鉛		2016/7/20*
21	ホウケイ酸塩とソーダ石灰ガラス上のエナメルに使用される印刷インクの鉛		2016/7/20*
23	ピッチが0.65mm以下のコネクタ以外のファインピッチ部品の仕上げ剤中の鉛		2010/9/24 までに上市された製品の補修部品に限定

24	機械的に貫通孔が作られた円状板と、平面積層セラミックキャパシタアレイを半田付けする半田中の鉛		2016/7/20*
25	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ (SED) の構造部品に含まれる酸化鉛。特にシールフリット、フットリングに含まれる酸化鉛		2016/7/20
27	高出力音響スピーカ (音の強さ 125dB 程度で数時間の稼働として設計された) の変換器のための半田としての鉛		EU 官報公布日又は 2010/11/30 のいずれか早い日
29	指令 69/493/EEC の付属書 I (kategori-1, 2, 3, 4) で定義されるクリスタルガラス中の鉛		2016/7/20*
31	水銀を使用しない直蛍光灯 (液晶ディスプレイ又は産業用照明) の中の半田に含まれる鉛		2016/7/20
32	アルゴン・クリプトンレーザ管製造で、ウィンドウアッセンブリを形成するシール・フリット中の酸化鉛		2016/7/20*
33	パワートランスで、100 $\mu$ m 直径以下の細い銅線の半田付け用はんだ中の鉛		2016/7/20
34	サーメット型トリマポテンションメータ素子に含まれる鉛		2016/7/20*
37	亜鉛ホウ酸塩ガラス体を基礎とした高圧ダイオードの表面被覆層の鉛		2016/7/20*
カドミウム及びその化合物			
8(a)	ワンショット・ペレットタイプ熱ヒューズに含まれるカドミウム及び化合物		2016/7/20 2012/1/1 までに上市された製品の補修部品に限定
8(b)	電気接点に含まれるカドミウム及び化合物		2016/7/20*
13(b)	フィルタガラス、反射率標準のガラスに含まれるカドミウム		2016/7/20*
21	ホウケイ酸塩とソーダ石灰ガラス上のエナメルに使用される印刷インクのカドミウム		2016/7/20*
30	100dB 以上の強さの高出力音響スピーカで、変換器内の音声コイルの電気誘導体部の半田接合としてのカドミウム合金		2016/7/20
38	アルミニウム結合ベリリウム酸化物に使用される厚膜ペーストに含まれるカドミウム及び酸化カドミウム		2016/7/20

注) 本リストに掲載されているEU RoHS指令の各適用除外項目は、2015年1月6日時点のもので法律の内容を保証するものではありません。最新情報は、法律原文をご参照下さい。

注)※ 除外延長申請が提出されており、少なくとも法律上の満了日(2016年7月21日)から1年の猶予(期限延長)が認められています。新しい満了日は2016年1月以降に決定します。規制適用除外期限が近いものに関しては、別途、各担当購買部門の指示に従ってください。

(4) RoHS指令ANNEXIVにおける適用除外項目(医療機器(カテゴリ8)および監視および制御機器(カテゴリ9))

EU/RoHS 指令除外 No.	除外内容	法規制適用除外期限
水銀及び水銀化合物		
電離放射線の利用もしくは検出に使用される機器		
1	電離放射線用検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	—
センサー、検出器、および電極		
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	—
1d	基準電極に含まれる水銀(塩化水銀、硫化水銀および酸化水銀)	—
その他		
16	モニタリング装置および制御装置に用いる超高精密キャパシタンスおよび損失測定ブリッジ、高周波RFスイッチおよびリレーに含まれる水銀で、スイッチまたはリレー1個あたり20mgを超えないもの	—
35	2017年7月22日より前に上市された産業用監視および制御機器向けの液晶ディスプレイのバックライト用冷陰極管であって水銀含有量がランプあたり5mgを超えないもの	2024/7/21
六価クロム化合物		
その他		
30	X線イメージインテンシファイアにおいて光陰極を作製するために用いられるアルカリディスペンサー中の六価クロム 2020年1月1日より前にEU市場に上市されたX線システム	2019/12/31

	用スペアパーツ中の光電陰極を作製するために用いられるアルカリディスプレイ中の六価クロム	
31	2014年7月22日より前に上市された医療機器から回収され、かつ2021年7月22日より前に上市されたカテゴリ8機器において使用される、再利用スペアパーツ中の鉛、カドミウム及び六価クロム。但し、再利用が監視可能なクローズドループのBtoB返却システムにおいて起こり、かつ、その再利用が消費者に通知されることを条件とする。	2021/7/21
鉛及び鉛化合物		
電離放射線の利用もしくは検出に使用される機器		
1	電離放射線用検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	—
2	X線管に含まれる鉛ベアリング	—
3	電磁放射増幅デバイス（マイクロチャンネルプレート、キャピラリプレート）に含まれる鉛	—
4	X線管及びイメージ増幅管のガラスフリットに含まれる鉛およびガスレーザの組立用および電磁放射を電子に変換する真空管用のガラスフリットバインダーに含まれる鉛	—
5	電離放射線の防護に用いられる鉛	—
6	X線試験物体に含まれる鉛	—
7	X線回析用結晶ステアリン酸鉛	—
8	ポータブル蛍光X線分光器に用いられるカドミウム放射性同位体	—
センサー、検出器、および電極		
1a	pH電極のガラスを含むイオン選択電極に含まれる鉛およびカドミウム	—
1b	電気化学的酸素センサーの陽電極に含まれる鉛	—
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	—
1d	基準電極に含まれる水銀（塩化水銀、硫化水銀および酸化水銀）	—
その他		
10	原子吸光分光用ランプに含まれる鉛およびカドミウム	—
11	MRIの超伝導体および熱伝導体用の合金に含まれる鉛	—
12	MRI、SQUID、NMR（核磁気共鳴）およびFTMS（フーリエ変換質量分析器）検出器の超伝導材料の金属接合に用いられる鉛とカドミウム	2021/6/30
13	カウンターウェイトに用いる鉛	—
14	超音波トランスデューサー用の単結晶圧電結晶材料に含まれる鉛	—
15	超音波トランスデューサーの接合用はんだに含まれる鉛	—

17	ポータブル AED (自動体外式除細動器) のはんだに含まれる鉛	—
18	8~14 μm 帯を検出する高性能赤外画像モジュールに使われるはんだに含まれる鉛	—
19	シリコン表示の液晶に含まれる鉛	—
22	CT と MRI で使用される定位ヘッドフレーム中、及びガンマ線と粒子線治療装置用の位置決めシステム中に用いられる酢酸鉛マーカ	2021/6/30
23	電離放射線にさらされる、医療機器中のベアリング及び摩擦表面に対する合金要素としての鉛	2021/6/30
24	X 線イメージインテンシファイア中のアルミニウムと鉄を真空機密接合するための鉛	2019/12/31
25	通常稼働及び保管条件が -20°C を下回る温度で恒久的に使用される、非磁性コネクタを必要とするピンコネクタシステムの表面コーティング中の鉛	2021/6/30
26	通常稼働及び保管条件が -20°C を下回る温度で恒久的に使用される以下の中のもの — プリント回路基板のはんだ — 電気及び電子部品の端子コーティング及びプリント回路基板のコーティング — ワイヤ及びケーブルを接続するためのはんだ — 変換器及びセンサを接続するはんだ	2021/6/30
27	— はんだ — 電気及び電子部品及びプリント回路基板の端子コーティング — 電線、シールド及び封入コネクタの接合部 (a) 医療用磁気共鳴装置画像装置中の磁石のアイソセンター周囲半径 1m 圏内の磁場(この範囲内で使用されるよう設計された患者モニタを含む) または (b) 粒子線治療で利用されるサイクロトロン磁石の外表面及びビーム輸送・ビーム方向制御用磁石から 1m 以内の磁場内で使用される	2020/6/30
28	テルル化カドミウム及びテルル化亜鉛カドミウムのデジタル配列検出器をプリント基板にじっそうするためのはんだ中の鉛	2017/12/31
29	医療機器 (カテゴリ 8) または産業用監視制御機器のクライオクーラーの冷却ヘッドまたはクライオクーラーで冷却された低温プローブまたはクライオクーラーで冷却された等電位ボンディングシステム中で使用される超伝導体または熱伝導体としての合金中の鉛	2021/6/30
31	2014 年 7 月 22 日より前に上市された医療機器から回収され、かつ 2021 年 7 月 22 日より前に上市されたカテゴリ 8 機器において使用される、再利用スペアパーツ中の鉛、カドミウム及び六価クロム。但し、再利用が監視可能なクローズドループの BtoB 返却システムにおいて起こり、かつ、その再利用が消費者に通知されることを条件とする。	2021/7/21

32	磁気共鳴画像機器（MRI）に組込まれるポジトロン断層法用検出器（PET）およびデータ捕捉装置のプリント基板上のはんだ中の鉛	2019/12/31
33	携帯非常除細動器を除く、指令 93/42/EEC（医療機器指令）クラス II a または II b の移動式医療機器に使用される実装されたプリント基板上のはんだ中の鉛 a) クラス II a b) クラス II b	2016/6/30 a) 2020/12/31 b)
34	BSP (BaSi 05:Pb) 蛍光体を含む体外循環光療法ランプに使用される放電ランプの蛍光パウダー中の活性剤としての鉛	2021/7/22
36	産業用監視および制御機器向けとして C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外で使用されている鉛 2021 年 1 月 1 日より前に上市された産業用監視および制御機器用スペアパーツ中の C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外で使用されている鉛	2020/12/31
37	導電率測定に使用される白金黒めっき処理された白金電極中の鉛であって、次の条件の少なくとも一つがあてはまる場合 (a) 未知の濃度を測定するために実験用途で使用される、一桁を超える導電率測定範囲（例えば、0.1mS/m から 5mS/m に渡る範囲）を有する広範囲の測定； (b) 試料範囲のプラスマイナス 1% の精度で、かつ次のいずれかのために電極の高耐腐食性が求められる場合の溶液の測定： (i) 酸性度 < pH1 の溶液； (ii) アルカリ度 > pH13 の溶液； (iii) ハロゲンガスを含有する腐食性溶液； (c) 可搬型機器による測定が必要な 100mS/m を超える導電率の測定	2018/12/31
38	CT (コンピュータ断層撮影) および X 線システムの X 線検出器に使用される、境界面あたり 500 を超える相互接続を有する広面積積層ダイエメントの 1 境界面のはんだ中の鉛 2020 年 1 月 1 日より前に上市された CT および X 線システム用スペアパーツ中の境界面あたり 500 を超える相互接続を有する広面積積層ダイエメントの 1 境界面のはんだ中の鉛	2019/12/31
39	装置に用いられるマイクロチャンネルプレート (MCPs) 中の鉛であって、少なくとも次の一つの特徴が存在する場合： (a) コンパクトサイズの電子またはイオンの検出器であって、検出器のためのスペースが最大 3mm/MCP (検出器の厚さプラス MCP の設置スペース)、トータルで最大 6mm に限られており検出器のためにより多くのスペースを得る代替設計が科学および技術的に実用的ではないもの； (b) 電子またはイオンの検出のための二次元空間分解能で、少なくとも次の一つがあてはまる場合：	2021/7/21

	(i) 応答時間が 25ns より短い ; (ii) 試料検出エリアが 149mm <sup>2</sup> より広い ; (iii) 増幅率が $1.3 \times 10^3$ より大きい ; (c) 電子またはイオンの検出応答時間が 5ns より短い ; (d) 電子またはイオンの検出のための試料検出エリアが 314mm <sup>2</sup> より広い ; (e) 増幅率が $4.0 \times 10^7$ より大きい — 医療機器ならびに監視および制御装置 — 対外診断用医療機器 — 産業用監視および制御機器	2023/7/21 2024/7/21
40	産業用監視および制御機器向けの、定格電圧が AC125V または DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 2021 年 1 月 1 日より前に上市された産業用監視および制御機器用スペアパーツ中の定格電圧が AC125V または DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2020/12/31
カドミウム及びカドミウム化合物		
電離放射線の利用もしくは検出に使用される機器		
1	電離放射線用検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	—
8	ポータブル蛍光 X 線分光器に用いられるカドミウム放射性同位体	—
センサー、検出器、および電極		
1a	pH 電極のガラスを含むイオン選択電極に含まれる鉛およびカドミウム	—
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウムおよび水銀	—
その他		
9	ヘリウムカドミウムレーザーに含まれるカドミニウム	—
10	原子吸光分光用ランプに含まれる鉛およびカドミウム	—
12	MRI、SQUID、NMR（核磁気共鳴）および FTMS（フーリエ変換質量分析器）検出器の超伝導材料の金属接合に用いられる鉛とカドミウム	2021/6/30
20	X 線測定フィルタに含まれるカドミウム	—
21	X 線画像用イメージインテンシファイア中の蛍光コーティング中のカドミウム 2020 年 1 月 1 日より前に EU 市場に上市された X 線システム用スペアパーツ中の蛍光コーティング中のカドミウム	2019/12/31
31	2014 年 7 月 22 日より前に上市された医療機器から回収され、かつ 2021 年 7 月 22 日より前に上市されたカテゴリ 8 機器において使用される、再利用スペアパーツ中の鉛、カドミウム及び六価クロム。但し、再利用が監視可能なクロズドループの BtoB 返却システムにおいて起こり、かつ、その再利用が消費者に通知されることを条件とする。	2021/7/21



注) 適用除外期限が記載されていないもの“－”は、適用期限が2021年7月21日(ただし、カテゴリ8は、2023年7月21日、カテゴリ9は、2024年7月21日)の予定ですが、EU RoHS 指令除外項目の見直しにより変更される場合があります。

## 6. お取引先様へのお願い事項

### (1) 化学物質の含有量調査

当社への材料・部品などの納入品に関し、含有される環境負荷物質とその量を把握するため、化学物質の含有状況の報告書の提出をお願いいたします。

- ・ I C P データ
- ・ S D S
- ・ 含有物質調査票 ( J G P S S I 、 M S D S plus 、 A I S )

これらの資料により当社が必要と判断した場合には、材料・部品などの納入品の全製造工程における環境負荷物質の使用並びに削減の状況についても同様の調査・報告をお願いします。

納入品における環境調査、化学物質の使用状況などによっては全製造工程について監査を実施させていただく場合がございます。

### (2) 環境負荷低減に関する覚書の締結

当社への納入品の環境負荷低減と化学物質の適性管理を確実にするために必要と判断される場合、調査への協力などの明記した“グリーン調達実施に関する覚書”を締結させていただく場合があります。

### (3) 使用禁止物質の不使用保証

- ① 当社に納入する材料・部品などは指定する使用禁止物質の猶予期限以降に非含有とする許容値を超えて禁止物質を含まないこと。
- ② 当社から指示があった場合には、上記を証明する文書、“使用禁止物質の不使用証明書”を提出して下さい。

(注) 使用禁止物質を含有、又は工程において使用している場合には、事前に各担当購買部門窓口へ通知し、その措置について協議して下さい。

使用禁止物質が含まれ、又は使用していることが事後に判明した場合には、直ちに各担当購買部門窓口へ通知し、その措置について協議して下さい。

#### (4) 情報の開示

当社へ納入される材料・部品・構成部材などについて、以下の情報について要求があった場合は、関係する資料のすみやかな提出をお願いいたします。

- ① 材質情報（材料・部品などを構成する部材：ステンレス、銅、アルミ等）
- ② 含有物質情報（材料・部品などに含有される化学物質名、含有量、環境リスク等）
- ③ その他（NAMIKIが必要と判断した事項）

#### (5) 情報の取り扱い

お取引先から製品についていただいた材料情報、含有物質情報はNAMIKIで共有させていただきます。

また、御提供いただいた情報を元に、NAMIKIの製品関連情報の一部として顧客等へ、開示する場合があります。

開示に不都合があるお取引先は各担当購買部門窓口へ御連絡ください。

## 7. 制定及び改定履歴

版数	改定内容	制定日	施行日
初版	統合による初版制定	2015年12月24日	2016年1月6日